

第二号様式

建物その他の工作物新築（新設）届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建物の名称 (共同住宅・店舗等)	フリガナ 建売1号棟 ※個人所有の場合、所有者名記入もしくは空欄 (様宅、様邸などの敬称は省略となります) ※建売の場合、計画名(「建売1」等)
所有者名	住居表示 太郎
同上住所	足立区中央本町一丁目17番1号 個人の場合、届出時の住民票上住所
完成予定年月日	令和 6 年 4 月 1 日
部屋番号等記入欄 ●所有者や居住者がそのまま建替えがあった場合 従前住所の利用を希望するか ※ <u>住居表示は建物出入口の向きで決定されるため、ご要望を聞いて決定するものではありません。</u> ただし、主要な出入口から道路への導線等からご要望に沿える場合もあるため、参考に伺っております。	

令和 年 月 日

届出人住所 足立区中央本町一丁目17番1号

氏名 足立区区民部戸籍住民課 ○○

電話 03 (3880) 5725

(提出先)

足立区長

●届出人氏名について
法人の場合、担当部署、ご担当者の方の苗字
までご記入ください。

記入例（集合住宅の一例）

第二号様式

建物その他の工作物新築（新設）届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建物の名称 (共同住宅・店舗等)	フリガナ
	JYUKYOHYOUJI HOUSE
所有者名	住居表示 太郎
同上住所	足立区中央本町一丁目17番1号
	個人の場合、届出時の住民票上住所
完成予定年月日	令和 6 年 4 月 1 日
部屋番号等記入欄	
●集合住宅の部屋数、部屋番号、4抜き表記等 101～103・105 1階 4戸 201～203・205 2階 4戸 301～303・305 3階 4戸	
●所有者の方について 所有者は当該建物に居住する（101号室） 部屋番号、アパート名を住民票に記載する。	
●建物の名称について JYUKYOHYOUJI HOUSE ↑スペースが入る アルファベットはすべて大文字	
等の注意点があればご記入ください。	

令和 年 月 日

届出人住所 足立区中央本町一丁目17番1号

氏名 足立区区民部戸籍住民課 ○○

電話 03 (3880) 5725

(提出先)

足立区長

●届出人氏名について
法人の場合、担当部署、ご担当者の方の苗字までご記入ください。

●必要書類チェックリスト

特に郵送でのお届けの場合、
参考にご覧ください。

新築届（第二号様式）

案内図

配置図

出入口のわかる書類

※配置図や平面図等

仮換地明細図

※六町土地区画整理事業実施区域の場合

各階の平面図

※集合住宅の場合

区割り図

※隣接する複数建物の同時申請時

・郵送の場合

切手の貼り付けがある返信用封筒や
レターパック

※通知書と住居表示板1組は約30gです。
お手数ですが、件数や封筒の規格に応じて郵
送料金の計算をお願いいたします。

★郵送推奨のご案内

建物完成までに一定の期日がある場合、
**郵送のお手続きを
お勧めします。**

※窓口だと1件あたり30分程度お待ち
いただきます。その日に受けた件数によ
っては1～4時間以上お待たせし
てしまう可能性がございます。

●届出時に区側から確認すること

窓口や電話で何う主な内容を記載しております。
参考にご確認いただくとスムーズに案内できます。

・対象地域

住居表示実施済み区域

※千住二丁目・千住三丁目・千住橋戸町と舎人公園内一部は
未実施

・届出内容について

建物名称が決まっている

建物名称の表記は明確である

※アルファベットの大文字・小文字、スペースの有無、漢字
の字体等

※住民票上は全角で記載されます。

※特殊な記号が使われている場合、住民票にそのまま記載で
きない場合があります。

所有者氏名、住所が記載されている

・集合住宅の場合

所有者は該当建物に住む（住まない）

所有者が住む場合、住民票にアパート名や部屋番号
を使用する（使用しない）

※所有者の方については、住民登録時、アパート名や部屋番
号を使用しない扱いも可能です。

住民票にアパート名や部屋番号を使用する場合、識別のため、
住居表示符決定通知書の「氏名、名称または施設名」
の欄に、「アパート名 所有者名」のように連記します。

部屋番号が4抜き、9抜き等の表記になる
（4抜き 9抜き）

送付先

〒120-8512

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区区民部戸籍住民課住民記録係

TEL：03-3880-5725

住居表示実施済地区の建物に 新築届提出のお願い

住居表示実施済の区域で建物を新築・建て替えしたとき、増改築等で出入口を変更するときは、新たに住居番号(住所)を決めるためのお届けが必要です。

建築確認済証が交付されましたら、住民記録係(住居表示 担当)へ新築届をご提出ください。新住所の住居表示板(緑色のアルミ板)を差し上げています。

このお届けがないと、正しい住所が決まらないため、住民票の異動の手続等に支障が出る場合がありますので、ご注意ください。

(例：住民登録ができない、救急車両が到着しない、郵便物が届かない、など)

・届出後、計画変更で出入口が変わる場合は、再度お届けください。

アパート・マンション・店舗等は、正式名称が決まってからお届けください。

必要書類 ・届出書(裏面)

- ・建物の建築場所および
出入口が確認できる図面
(案内図、配置図、平面図のコピーなど)



お急ぎでない場合、返信用封筒を同封の上、郵送でのご利用をご検討ください。

※窓口の場合、1件あたり30分程度お時間をいただいております。
混雑状況によっては、1～4時間以上お待たせしてしまう場合がございます

お届け窓口および問い合わせは

〒120-8512 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所南館1階 区民部戸籍住民課住民記録係
電話 03-3880-5725(直通)
FAX 03-3880-5664